

通達甲(総.装.装3)第11号

平成19年7月27日

存続期間

各所属長 殿

総務部長

警視庁高視認性エンブレム等の運用について

このたび、警視庁高視認性エンブレム等の運用について定め、平成19年7月27日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

第1 趣旨

警視庁高視認性エンブレム及び POLICE 文字(以下「エンブレム等」という。)は、交通取締用四輪車及び無線警ら車に装着する等により、その存在感をアピールし、都民の治安に対する安心感を高めることを目的に制作されたものであるが、その有効かつ適正な運用を推進するため、新たに通達を制定するものである。

第2 基本図形

エンブレム等の基本図形は、[別図](#)のとおりとする。

第3 運用範囲

エンブレム等は、次に掲げるものに装着することができる。

- 1 交通取締用四輪車
- 2 無線警ら車
- 3 その他総務部長が必要と認めるもの

別図

警視庁高視認性エンブレム



POLICE文字

POLICE

【図内文字】

警視庁 POLICE 文字

注1 警視庁高視認性エンブレムは、光線部分を銀色、「警視庁」及び「POLICE」の文字並びに桜葉を黒色、その他の部分を黄色とする。

2 POLICE 文字は、地色を白色、枠を黄色とする。
